

▶対象とする設備

区分	内容
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●停電時にも必要な電力を供給できる機能を有すること</li> <li>●FIT（固定価格買取制度）による売電は不可</li> <li>●導入する設備から得られるエネルギー量が、原則として平時に使用するエネルギー量を考慮した適正な量であること</li> <li>●太陽電池出力が 10kW 以上であること（④事業における戸建て住宅を除く。）</li> </ul> <p>※太陽電池出力は、太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値の低い方で、kW 単位の小数点以下を切り捨てとする。</p>
上記に付帯する設備	<p>(1) 蓄電池設備（蓄電池設備のみの申請は不可）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●据置型（定置型）に限る。</li> <li>●原則として、系統からの充電は行わず、太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること（停電時のみの使用は不可）</li> <li>●将来、自立的に普及する蓄電システム市場の成立を目的とし、市場の活性化と、量産体制整備後のさらなるコストダウンを加速させるため、機器ごとの保証年数に応じて設定した目標価格以下の蓄電システムであること</li> </ul> <p>〈産業用〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●2020 年度 産業用蓄電池目標価格 15.0 万円/kW</li> </ul> <p>※定格蓄電容量を定格出力で除した値が 3.0 以上の産業用蓄電池は、定格出力 1kW あたり 3 万円を控除する（定格出力の小数点第二位以下は切り捨て）。</p> <p>※太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム（以下、「ハイブリット」という。）の場合、目標価格との比較においてハイブリット部分に係る経費分を控除することができる。ハイブリット部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力（系統側）1kW あたり 2 万円を控除することができる（定格出力の小数点第二位以下は切り捨て）。</p>

〈住宅用〉

保証年数	2020年度目標価格 (蓄電容量1kWhあたり)
10年	6.0万円
11年	6.6万円
12年	7.2万円
13年	7.8万円
14年	8.4万円
15年以上	9.0万円

※ハイブリッドの場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力（系統側）1kWあたり2万円を控除することができる（定格出力の小数点第二位以下は切り捨て）。

※蓄電池設備の区分（住宅用・産業用）は下記のとおり

区分	蓄電システム 機器仕様	
住宅用	4,800Ah・セル未満	蓄電容量 kWh ÷ 定格出力 kW = 2.0 以上
産業用		蓄電容量 kWh ÷ 定格出力 kW = 2.0 未満
	4,800Ah・セル以上	

●住宅用の蓄電池設備については、上記に加えて次の①～⑥を全て満たすこと

項目	登録要件
①蓄電池パッケージ	蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること  ※初期実効容量は「JEM」格で定義された容量を適用する。

	<p>※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること</p>
②性能表示基準	<p>定格出力、出力可能時間、保証期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされている蓄電システムであること</p>
③蓄電池部安全基準	<p>○リチウムイオン蓄電池部の場合</p> <p>蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること</p> <p>※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p> <p>○リチウムイオン蓄電池部以外の場合</p> <p>蓄電池部が平成二十六年四月十四日消防庁告示第十号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること</p>
④蓄電システム部安全基準	<p>蓄電システム部が「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」に準拠したものであること</p> <p>※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること</p> <p>※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p>
⑤震災対策基準	<p>蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること</p> <p>※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB</p>

	制度に基づく国内認証機関（NCB）であること
⑥保証期間	<p>メーカー保証およびサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること</p> <p>※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。</p> <p>※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p>

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM規格初期実効容量が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。

※目標価格を判定する保証年数は、原則メーカーの保証年数（無償保証に限る。）とする。当該機器製造事業者外の保証（販売店保証等）は含めない。ただし、以下に基づきサイクル試験を行い、D. サイクル試験方法のステップ6で算出される試験後の容量の定格容量に対する割合が60%以上であることを証明する認証機関の書類を提出する場合には、当該サイクル試験の結果から得られる性能年数とすることも認める。

A. 試験を行うための充放電手順  
 充電に先立ち、単電池を周囲温度 $25\pm 5^{\circ}\text{C}$ で規定された放電終止電圧まで $0.2\text{ItA}$ 以上 $1.2\text{ItA}$ 以下の製造業者が指定した値で放電する。ここで、 $\text{ItA}=\text{定格容量}/1\text{h}$ とする。  
 特に規定がない限り、単電池を周囲温度 $25\pm 5^{\circ}\text{C}$ で製造業者が指定する方法で充電する。

B. 放電性能試験  
 単電池を周囲温度 $25\pm 5^{\circ}\text{C}$ 放電終止電圧まで $0.2\text{ItA}$ 以上 $1.2\text{ItA}$ 以下の製造業者が指定した値で放電し、初期の放電容量を測定する。

C. サイクル試験数と性能基準  
 この試験は、単電池のサイクル試験後の容量が要求以上であることを検証するためのものである。  
 単電池に対して、保証年数に応じたサイクル数をD. に示す方法で試験を行うこと。

D. の試験で計測された値が性能基準を上回っている場合、当該年数を性能年数として定めることができる。

性能年数	サイクル試験数	性能基準
10年	3,650	60%
11年	4,015	
12年	4,380	
13年	4,745	
14年	5,110	
15年以上	5,475	

#### D. サイクル試験方法

ステップ1：単電池を周囲温度  $25 \pm 5^\circ\text{C}$  で規定された放電終止電圧まで  $0.2\text{ItA}$  以上  $1.2\text{ItA}$  以下の製造業者が指定した値で放電する。

ステップ2：単電池を周囲温度  $25 \pm 5^\circ\text{C}$  で製造業者が指定する方法で充電する。

ステップ3：単電池を、所定の終止電圧まで、 $25 \pm 5^\circ\text{C}$ 、 $0.2\text{ItA}$  以上  $1.2\text{ItA}$  以下の製造業者が指定した値で放電しなければならない。（この終止電圧は、システムでの充放電範囲を想定した製造業者が指定する終止電圧とする。）製造業者が、短時間で試験を実施するために  $1.2\text{ItA}$  以上の製造業者が指定した値の放電電流を用いてもよい。

ステップ4：ステップ2とステップ3は、保証年数に応じた回数を繰り返さなければならない。

ステップ5：B. に従い、サイクル試験後の容量を測定する。

ステップ6：ステップ5で測定した容量のB. で測定した初期の放電容量に対する割合を算出すること。

ただし、下記の算出については許容する。

①ステップ3を2,000回以上繰り返した際の劣化曲線より、性能基準を満足する性能年数を算出すること。

②所定サイクル試験数を満たしたサイクル性能を有する蓄電池に、一部変更を行った蓄電池においては、ベースとなる蓄電池のサイクル性能を参考にして性能年数を算出すること。

ステップ7：サイクル試験終了。

(2) 補助対象となる設備を運用する上で直接必要な付帯設備等